

2号及び3号認定保育料徴収基準額表

2025年9月

●第1子保育料

(単位:円)

階層	区分	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯				
B	市民税非課税世帯		保育料無償化		
C	市民税所得割非課税世帯 (均等割のみの世帯)	7,800	7,600		
D1	市民税所得割額 48,600円未満	9,400	9,200		
D2	市民税所得割額 48,600円以上 53,000円未満	11,500	11,300		
D3	市民税所得割額 53,000円以上 72,000円未満	14,700	14,400		
D4	市民税所得割額 72,000円以上 97,000円未満	23,600	23,100		
D5	市民税所得割額 97,000円以上 137,000円未満	30,400	29,800		
D6	市民税所得割額 137,000円以上 169,000円未満	43,000	42,200		
D7	市民税所得割額 169,000円以上 206,000円未満	49,300	48,400		
D8	市民税所得割額 206,000円以上 301,000円未満	56,700	55,700		
D9	市民税所得割額 301,000円以上	57,200	56,200		

※寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入額（取得）等特別控除、配当割額控除、株式等譲渡割額控除については、保育料算定の市民税額から控除されません。

★ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯の保育料（第1子）については、下表のとおりとなります。

階層	区分	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C	市民税所得割非課税世帯 (均等割のみの世帯)	0	0		
D1～D4の一部	市民税所得割額 77,100円以下	4,000	3,900		

※上記階層以外については、軽減措置はありません。



★市独自！泉大津市の多子軽減制度

泉大津市では、子育て世帯の負担を軽減するため、保育料の多子軽減制度を市独自で拡充し、所得や年齢に関係なく、
すべての第2子の保育料を半額に、すべての第3子以降の保育料を0円としています。

※市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯については、年齢に関係なく、すべての第2子以降の保育料が0円となります。

（参考）国の多子軽減制度

保育所等の施設に就学前の児童が同時に2人以上在園している場合に、2人目の保育料が2分の1の額に、3人目以降の保育料が0円となります。

ただし、市民税所得割額が77,699円以下の世帯（ひとり親世帯・在宅障がい者（児）のいる世帯の場合は、市民税所得割額が77,100円以下の世帯）は、年齢制限を撤廃して多子軽減を算定します。